

村山市監査委員公告 第 4 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 8 年 2 月 24 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺崎 智 広

記

1. 監査の対象 総務課
2. 監査の期間 令和 8 年 1 月 21 日から令和 8 年 2 月 24 日まで
3. 監査の範囲 令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 別添のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので適切な措置を講じられたい。

(別添) 監査の結果

【指摘事項】

■ 自家用車使用による旅行について

選挙事務に係る自家用車使用による旅行について、自家用車旅行許可の登録が無い一般職職員、会計年度任用職員が命令されていた。また、登録はあるがすでに登録事項に変更等が生じている職員が命令されていた。

自家用車による旅行の執行体制の改善が必要と認められるため、「村山市一般職職員の旅費に関する条例の運用基準」に則り、登録及び照会に係る業務を見直されたい。

【注意事項】

■ 郵便切手受払簿について

監査時の切手残数と受払簿の残数が合っていないものがあった。

【要望事項】

■ 出勤簿の検印作業について

所属長が行っている庶務管理システムによる勤務管理の検印作業について、庶務管理システム所管課として、内部けん制が的確に機能するよう検印業務の執行管理体制を見直すとともに、目的や手順、チェック方法等を定期的に周知し、適切な勤務管理が行われるよう努められたい。